

高知大学大学院総合人間自然科学研究科

博士課程黒潮圏総合科学専攻規則

平成20年3月26日

規則第125号

最終改正 令和7年3月27日規則第110号

(趣旨)

第1条 高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻（以下「専攻」という。）に関する事項は、高知大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(専攻の目的)

第2条 専攻は、東南アジアから東アジアに及ぶ広範な国々や地域、海域（以下「黒潮圏」という。）における資源・環境・社会・健康医科学・食と看護に関連するさまざまな専門分野を統合し、解決すべき問題をふかんして、総合的・学際的な「黒潮圏科学」として教育することを主たる理念とし、次の各号に掲げる人材を育成することを目的とする。

- (1) それぞれの分野に関する高度な専門知識を持つとともに、異分野の知識・視点をも兼ね備えた研究者及び教育者
- (2) 黒潮圏科学という新しい概念を身につけ、幅広い知識と国際的な視野を持った新しいタイプの研究者及び教育者
- (3) 黒潮圏科学に基礎を置き、幅広い知識と国際的な視野を持つとともに、国内外の産業・経済の発展、環境保全又は資源管理に貢献できる人材

(コース)

第3条 専攻に、海洋資源科学コース及び総合科学コースを置く。

(特別プログラム)

第3条の2 専攻に、高度専門知識を有し、人間社会と環境の調和のとれた持続的な地域社会の構築をリードする人材を育成することを目的とする特別の教育課程として、「黒潮圏」のグローバル成長戦略に寄与する「環人共生」リーダー育成プログラム（以下「特別プログラム」という。）を置く。

(自己評価)

第4条 専攻は、その教育水準の向上を図り、学則第1条第2項及び本規則第2条に定める目的を達成するため、専攻における教育活動等について自ら点検及び評価（以下「自

己評価」という。)を行うものとする。

2 前項の自己評価を行うため、専攻に自己評価委員会を置く。

3 自己評価委員会については、別に定める。

(副専攻長)

第5条 専攻に、副専攻長を置く。

2 副専攻長は、専攻長が指名する。

(指導教員)

第6条 学生の研究指導のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、学生の研究指導を総括的に担当する主指導教員及び主指導教員とともに研究指導を行う副指導教員とし、学生1人について主指導教員は1人、副指導教員は2人以上とする。副指導教員のうち1人は主指導教員と異なる専門分野の教員とする。

3 主指導教員は、研究指導を担当する資格を有する教授をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合は、研究指導を担当する資格を有する准教授・講師・助教をもって充てることができる。

4 専攻長は、専攻会議の議を経て、主指導教員及び副指導教員を定める。

(教育方法)

第7条 専攻の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）等によって行う。

2 専攻において、教育上有益と認めたときに限り、他の大学院又は本学以外の研究機関と連携して授業又は研究指導を行うことができる。

(教育方法の特例)

第8条 専攻において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第9条 専攻の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修方法)

第10条 学生は、指導教員の指導の下に、別表第1の中から必修科目5科目6単位を含めて14単位以上を修得しなければならない。なお、所属するコースの授業科目を4単位以上修得するものとする。特別プログラムを履修する者も同様とする。

(単位の計算方法)

第10条の2 科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習は15時間の授業をもって1単位とする。ただし、必要があるときは30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (2) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、必要があるときは45時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する時間の授業をもって1単位とする。

(履修科目の届出)

第11条 学生は、あらかじめ、履修しようとする授業科目を所定の期間内に授業担当教員に届け出て承認を受けなければならない。

(他の専攻又は他の大学院の授業科目の履修)

第12条 学生は、指導教員が必要と認めたときは、他の専攻の授業科目を当該専攻長の許可を得て履修することができる。

2 学生は、専攻が特に必要と認めたときは、学則第65条の規定に基づき、他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することができる。

3 前2項の規定により修得した単位は、4単位を限度として、第10条に定める単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位)

第13条 学生が専攻に入学する前に大学院(科目等履修生として履修した単位を含む。)で修得した単位の認定を受けようとするときは、専攻長に願い出て認定を受けるものとする。

(成績評価)

第14条 履修科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(単位の修得)

第15条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行う。

2 前項の規定にかかわらず、演習その他特定の授業科目については、平素の成績により単位の修得を認定することがある。

(学位論文の提出)

第16条 学位論文の提出については、高知大学学位規則に定めるもののほか、専攻において別に定める。

(事務)

第17条 専攻に関する事務は、総務部物部総務課において処理する。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、専攻の運営に関し必要な事項は、専攻会議の議に基づき、専攻長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日規則第131号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月10日規則第34号)

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年7月14日規則第21号)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の日以前に在学し、引き続きこの規則の施行日に在学する者の履修については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年2月16日規則第76号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年2月15日規則第77号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月27日規則第75号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月27日規則第78号）

- 1 この規則は平成31年2月27日から施行し、平成30年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日の前日から引き続き黒潮圏総合科学専攻に在学する者の履修については、この規則による改正後の高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年8月23日規則第29号）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日から引き続き黒潮圏総合科学専攻に在学する者の履修については、この規則による改正後の高知大学大学院総合人間自然科学研究科博士課程黒潮圏総合科学専攻規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月12日規則第72号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月9日規則第46号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月10日規則第70号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月3日規則第84号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、第10条の2に係る改正を除き、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月19日規則第71号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、第12条第3項に係る改正を除き、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月27日規則第110号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第9条・第10条関係)

科目区分	授業科目	単位数	備考	
共通科目	黒潮圏総合科学特論	◎1		
	黒潮圏セミナー	◎1		
	特別講究	◎1		
	黒潮圏科学特別演習	◎2		
	科学リテラシー	◎1		
	社会経済調査特論	1	} 2科目選択必修	
	生態環境調査特論	1		
	物質解析手法特論	1		
	未来共創学特論	2		
	高度専門型インターンシップ	2		
コース専門科目	海洋資源科学コース	海洋生物多様性特論	2	
		分子生物学特論	2	
		地球惑星システム学特論	2	
		天然物生合成特論	2	
		薬理学特論	2	
		鉱物資源地質学特論	2	
		生物地球化学特論	2	
		海洋環境変遷学特論	2	
		地球微生物学特論	2	
		生命情報科学特論	2	
		水圏ウイルス学特論	2	
		黒潮海洋物理学特論	2	
		海洋資源科学特論	2	
	総合科学コース	進化生態学特論	2	
		底生生物学特論	2	
		海洋生物資源管理学特論	2	
		分子細胞生物学特論	2	
		鯨類学特論	2	
		熱帯土壌生態学特論	2	
		地域環境経済論特論	2	
		黒潮圏開発経済論特論	2	
		健康栄養科学特論	2	
環境健康特論		2		
黒潮圏水産開発論特論		2		
植生景観学特論	2			
黒潮圏環境史特論	2			
地域地理学特論	2			
体力科学特論	2			
科学技術教育特論	2			
魚類生態学特論	2			
植物遺伝資源学特論	2			
黒潮圏理論生物学特論	2			
総合科学特論	2			

単位数欄に◎のある科目は必修科目を表す。